

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表者名 代表取締役最高経営責任者（CEO） 関根 純
（JASDAQ・コード 2712）
問合せ先 執行役員（人事管理担当） 荻野 博夫
（TEL：03-5745-5578）

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

※本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません。

平成 25 年 4 月 30 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	1,439,772 株
今回の分割により増加する株式数	142,537,428 株
株式分割後の発行済株式総数	143,977,200 株

株式分割後の発行可能株式総数 480,000,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 9 月 13 日 (金曜日)
基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月曜日)
効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の各新株予約権の 1 個当たりの行使価額に変更はありません。

なお、新株予約権の目的となる 1 株当たりの払込金額については、平成 25 年 10 月 1 日以降、以下のとおり調整されることとなります。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 16 年 6 月 22 日定時株主総会決議及び平成 16 年 7 月 9 日取締役会決議に基づく新株予約権	28,870 円	288.7 円
平成 17 年 6 月 24 日定時株主総会決議及び平成 17 年 6 月 24 日取締役会決議に基づく新株予約権	30,650 円	306.5 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

平成 25 年 10 月 1 日 (火曜日)

(参考) 平成 25 年 9 月 26 日 (木曜日) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により平成 25 年 10 月 1 日付をもって当社定

款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>480,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第7条～第 <u>35</u> 条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条 <u>第6条の変更並びに第7条の新設及びそれに伴う条文の繰り下げは、平成25年10月1日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

なお、本年6月21日開催予定の第18回定時株主総会において、単元未満株式の権利内容に関する規定の新設等を行う定款変更議案を付議いたします。

5. その他

株主優待については、3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された1株以上所有する株主様に対し、その所有株式数に応じて、年1回「株主ご優待ドリンク券」を贈呈いたしておりますが、「2. 株式の分割」の効力発生日をもって、以下のとおり変更します。

なお、贈呈基準は1単元以上となりますが、実質的な贈呈基準に変更はありません。

現行

所有株式数	贈呈枚数
1株から4株	ドリンク券2枚
5株から9株	ドリンク券4枚
10株から99株	ドリンク券10枚
100株以上	ドリンク券20枚

変更後

所有株式数	贈呈枚数
100株から499株	ドリンク券2枚
500株から999株	ドリンク券4枚
1,000株から9,999株	ドリンク券10枚
10,000株以上	ドリンク券20枚

以上